

広島県教育委員会教育長告示第六号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十五条第一項の規定によって、次のとおり指定技能教育施設の廃止の届出があった。

令和五年十二月二十五日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

一 指定技能教育施設の名称及び所在地

- 1 名称 専門学校きくのファッションデザインカレッジ
- 2 所在地 広島市佐伯区八幡一丁目一四番三号

二 廃止年月日

令和六年三月三十一日